

酒気帯び運転の罰則対象となるアルコール濃度の基準値

【現行規定】（道路交通法）

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。（第65条第1項）

（罰則対象）

- 酒酔い運転（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態）

- 酒気帯び運転（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

身体に一定基準以上のアルコールを保有する状態

【酒気帯び運転の罰則対象となるアルコール濃度の基準値】

（～平成14年）

呼気濃度0.25mg/l以上又は血中濃度0.50mg/ml以上

- アルコールが運転に係る機能に及ぼす影響について、呼気濃度0.15mg/l及び0.25mg/lに大きな変異点があるとされた。
- 当時の社会生活の実態を勘案し、呼気濃度0.25mg/l以上が基準とされた。

▼ 基準値の引下げ

（平成14年～）

呼気濃度0.15mg/l以上又は血中濃度0.30mg/ml以上

- 呼気濃度0.25mg/l未満の酒気帯び運転による死亡重傷事故率が高い傾向にあった。
- 改めて実験を行ったところ、少なくとも呼気濃度0.15mg/l以上であれば、運転行動に影響を及ぼすとされた。